

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ公表

令和7年度の災害ボランティア活動に係る交通費補助事業の 募集(第1回)を開始しました

近年、災害が激甚化・頻発化する中で、災害時には多くの NPO・ボランティア団体等の被災者支援団体が被災地に駆けつけ、きめ細かい被災者支援活動を行っていただいております。このような支援活動の活性化を図るために、支援に駆けつける被災者支援団体の交通費を補助するための「特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金(被災者支援団体への交通費補助事業)」について、令和6年度に引き続き令和7年度について、令和7年4月16日より募集を開始いたします。

<補助内容> ※別紙参照

・補 助 金 額 申請1件当たり上限50万円

(応募期間中における1団体あたりの上限額200万円)

・補助対象活動 令和6年能登半島地震など、災害救助法が適用され、

補助対象期間中にボランティアの受入れが行われて

いる地域で被災者を支援する非営利活動を対象とする。

・補助対象期間 令和7年4月1日(火)から令和8年2月27日(金)

ロゴマーク

・補助対象費用 対象活動へ参加するために発生する交通費(ボランティアバス等の運行 にかかるバスチャーター代、鉄道・航空機等による移動に係る経費)

<応募方法>

・応募方法 詳細は以下内閣府ホームページ「被災者支援団体への交通費補助事業について」を御覧ください。

https://stage.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/r7kotsuhojyojigyo.html

·応募期間(第1弾) <u>令和7年4月 16 日(水)から令和7年5月 16 日(金)正午まで</u>

*第2回以降の募集については今後発表予定です。

本件問合せ:被災者支援活動補助金事務局(株式会社 JTB)

TEL: 03-6630-7368

本件担当:内閣府政策統括官(防災担当)付

参事官(普及啓発・連携担当)付 澤、上村、北濱

TEL: 03-3502-6983

別紙

被災者支援団体への交通費補助事業



事業概要

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中で、高齢化・過疎化が進む我が国においては、NPO・ボランティア団体等の被災者支援団体 が被災地に駆けつけ、災害時にきめ細かい被災者支援を行っている。
- 被災者支援団体による活動の活性化を図るために、**支援に駆けつけるNPO・ボランティア団体等の被災者支援団体の交通費** を補助する。

補助内容

申請1件当たり上限50万円※1

【補助対象活動】 令和6年能登半島地震など、災害救助法が適用され、補助対象期間中にボランティアの受入れが行われている 地域で被災者を支援する非営利活動を対象とする。

【補助対象期間】令和7年4月1日(火)から令和8年2月27日(金)

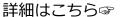
【補助対象費用】 対象活動へ参加するために発生する交通費※2

- ※1 応募期間中における1団体あたりの上限額200万円
- ※2 対象区間は出発地から目的地(活動場所)までの往復の交通費とし、ボランティアバス等の運行にかかるバスチャーター代、車両レンタル費、ガソリン代、鉄道・航空 機等による移動に係る経費を対象とする。

応募方法

【 応募方法 】 詳細は右の二次元バーコード「被災者支援団体への交通費補助事業について」を御覧ください。

令和7年4月16日(水)から令和7年5月16日(金)正午まで(必着)





事業イメージ

補助対象団体

応募書類等の 提出

審査委員会を経て 交付決定通知



出発地

災害ボランティア活動へ参加するために 発生する一連の交通費

ボランティア活動の実施





補助対象団体

活動報告書等 の提出

精算払いによる 交通費の支給

補助金事務局

補助金事務局